

## 大山町外部行政評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本町の持続可能な行財政運営を図るため行う行政評価（事務事業評価）において、広く民間有識者及び町民からの評価や意見を求めるため、大山町外部行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 事務事業評価に関すること。
- (2) 町の行政改革大綱に基づく集中改革プランの進捗状況について報告を受け意見を述べること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見及び説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務課において処理する。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。